

I 基本方針

農業は自然生態系がもつ物質循環機能を生かし、環境との調和を基本とする持続可能な産業であり、国土、環境の保全と言った多面的な機能を有している。

県ではこれまで、生産性を維持しつつも化学肥料に過度に依存しない、環境と調和した農業を推進してきたところである。また、近年の化学肥料の高騰に対応した、土壌や堆肥の肥料成分を考慮した施肥体系の確立が求められている。

農業生産の基本となる土壌は、農業の有する物質循環機能の要となる資源であり、その機能を十分に発揮させることが重要である。

このため、土壌診断を実施し、土壌の性質や土づくり資材の特性等を把握した施肥設計や土づくり対策を推進する。

推進事項

1 土づくり対策の推進

土の日（10月1日）、土づくり強調月間（9月15日～10月14日）の設定等による土づくりの啓発並びに本指針に基づく技術事項の実践指導等を通じ、土壌生産力の増強対策を推進する。

2 適正施肥の推進

農産物の高品質安定生産と環境負荷低減のため、本指針に基づきそれぞれの地域・作物に応じた施肥法を推進する。

1) 土壌診断の推進

土壌診断の結果に基づき施肥設計を行い、農家個々に最適な低コスト施肥法を推進する。土壌診断と施肥設計には、県と県農業協同組合連合会とが共同で開発したソフトを用いることにより、簡単・迅速な対応を可能としている。

2) 家畜ふん堆肥等の有機質肥料の利用

低コストかつ環境への負荷を低減した施肥体系への転換のため、家畜ふんたい肥等の有機質資源を積極的に活用し、本来の土壌の物理性改善効果に加え、その肥効を勘案した施肥設計を行う。

(3) 肥効調節型肥料の利用

肥効調節型肥料は作物の生育にあわせて養分が溶出されるため、全量基肥施用、追肥施用回数の削減による省力化、肥料成分溶脱の減少による環境負荷の軽減を図ることができる。環境負荷軽減及び肥料利用効率の向上のために、肥効調節型肥料の使用を推進する。

3 研修会、検討会等の開催と情報の収集・提供

土壌肥料関係技術の速やかな周知と実用化を推進するため、県・地域における研修会、検討会等を適宜開催し、情報の収集・提供を行う。

4 展示ほ・技術確認ほ等の設置

新しい技術、新しい肥料、土壌改良資材の合理的かつ適正な利用法の修得及び振興局で設定した施肥設計、施肥例の普及を図るため、展示ほ・技術確認ほ等を設置し、設計検討会、現地検討会等の運用によりその波及効果を促進するなど必要な施策の推進を図る。